

補 足 事 項

(補足事項 1)

本件業務における主たる業務（街路樹のせん定作業に係るもの）を第三者に請け負わせ、又は委任してはなりません。

広島市委託契約約款第4条第2項で「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。」と規定していますが、本件業務における主たる業務（街路樹のせん定作業に係るもの）について、本市はこのことを承諾しません。

(補足事項 2)

本件業務に配置される現場責任者（広島市委託契約約款第8条に既定する現場責任者）、街路樹剪定士及び1級又は2級造園技能士は受注者の被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限るが、同一人物である必要はない。）でなければなりません。

なお、被雇用者の雇用期間の要件及び雇用関係の確認方法については、建設工事に係る現場代理人の確認方法（参照先：「広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)」→「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」→「工事受注者の方への一覧」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係」）に準じます。

(補足事項 3)

本件業務の施行について、本市の承諾なしに各作業の開始・完了時期の変更を行った場合、必要な資格者を配置しなかった場合など、契約を違反した受注者に対し、書面により警告を行うなど厳しく指導します。契約内容を変更する必要がある場合は本市と協議の上、承諾を得て業務を履行してください。

また、こうした指導に従わない事実を確認した場合には、指名停止措置、さらには契約解除を行うこともありますので、業務の入札に参加される方は十分留意してください。

なお、指名停止措置を受けた場合は、受注者は、指名停止期間中、本市の入札に参加できなくなります。（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱）

契約を解除した場合は、受注者は、「資格取消し」となり、3年間、本市の入札に参加できなくなります。（広島市契約規則第2条、物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱）

(補足事項 4)

仕様書等に含まれる「公園緑地等維持管理標準仕様書（令和6年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）」及び「公園共通代価表（令和6年3月改訂 広島市都市整備局緑化推進部）」は緑化推進部公園整備課（市役所6階）及び各区役所維持管理課で閲覧できます。

また、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) → 「事業者向け情報」 → 「公園・緑化」 → 「広島市の公園・緑地」 → 「公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表」でダウンロードできます。

(補足事項 5)

本件業務では、樹木剪定作業（高・中・低木等の枝葉を切除する作業）を実施する作業員の氏名を、作業の実施に先立ち、所定の様式（公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式3-1、3-2）により本市へ届け出ることとします。

(補足事項 6)

本件業務では、主たる業務以外の作業について下請を入れる場合、業務打合せ簿（公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式8）により本市へ承諾願を提出するものとします。公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式の末尾に掲載している記入例を参考に、下請についての承諾願を作成・提出し、あらかじめ本市の承諾を得てください。

積算参考資料(例・注：契約図書には綴じこまない。)

(この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

提 示 項 目	提 示 事 項												
諸経費関係	共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率は土木工事標準積算基準書（令和6年8月版）に準じて設定している。その際の工種区分等は下記のとおりである。 なお、土木工事標準積算基準書の記載事項については、「工事」「工事費」等を「業務」「業務費」等読み替えるものとする。 <table><tr><th>種別</th><th>工種</th><th>施行地域区分</th><th>その他補正</th></tr><tr><td>共通仮設費</td><td>河川維持工事</td><td>一般交通影響有り(2)-2</td><td>なし</td></tr><tr><td>現場管理費</td><td>河川維持工事</td><td>一般交通影響有り(2)-2</td><td>なし</td></tr></table> なお、共通仮設費率には、上表に記載の補正とは別に、所定（街路樹関連業務委託）の補正係数を乗じている。補正係数については広島市ホームページの下記の場所に掲示している資料（「積算に当たっての注意事項」）を参照のこと。 【 広島市ホームページの掲載場所 】 広島市ホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）＞ 事業者向け情報 ＞ 公園・緑化 ＞ 広島市の公園・緑地 ＞ 広島市の公園・緑地に関するお知らせ ＞ 公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表 ＞ <必ずお読みください>積算に当たっての注意事項	種別	工種	施行地域区分	その他補正	共通仮設費	河川維持工事	一般交通影響有り(2)-2	なし	現場管理費	河川維持工事	一般交通影響有り(2)-2	なし
種別	工種	施行地域区分	その他補正										
共通仮設費	河川維持工事	一般交通影響有り(2)-2	なし										
現場管理費	河川維持工事	一般交通影響有り(2)-2	なし										
安全対策関係	交通管理費として、「交通誘導警備員 B」を9人（昼間9人）見込んでいる。												
そ の 他	（１） せん定作業・除草作業にともなうせん定した枝葉と除草ごみ等の処分量及び運搬距離は、せん定した枝葉（広島市焼却工場で処分）8. 138トン・片道運搬距離5km、除草ごみ等（広島市焼却工場で処分）2. 418トン・片道運搬距離5kmを見込んでいる。 （２） 公園共通代価表（令和6年12月改訂）は広島市ホームページの下記の場所に掲示している。 【 広島市ホームページの掲載場所 】 広島市ホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）＞ 事業者向け情報 ＞ 公園・緑化 ＞ 広島市の公園・緑地 ＞ 広島市の公園・緑地に関するお知らせ ＞ 公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表 ＞ 公園共通代価表（令和6年12月改訂） （３） 本業務の積算では、令和7年7月単価を適用している。												